

山口県の内部統制に関する方針

行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、あらかじめ業務執行におけるリスクを認識した上で、適切な対応策を講じるとともに、その取組を評価し、改善を図ることが必要である。

そのため、以下のとおり本県の内部統制に関する方針を定め、適正な業務の執行に努めることとする。

なお、本方針は、地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後（令和2年4月1日施行）の地方自治法第150条第1項の規定に基づく方針である。

1 内部統制の目的及び取組

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務を効率的かつ効果的に遂行するため、業務の実施手法や組織体制等の見直しを行う。

（2）報告の信頼性の確保

県政に関する情報の信頼性を確保するため、財務報告や政策の実施状況等に関する報告を適切に作成・公表するとともに、情報の適正な管理に努める。

（3）業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員の研修や定期的な事務の点検等に努める。

（4）資産の保全

県の保有する財産・現金等の有形資産及び知的財産・行政情報等の無形資産の保全を図るため、資産の適切な利活用及び管理に努める。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とする。

3 内部統制を有効に機能させるための取組

(1) 全庁的な推進体制の確保

総務部内に設置している「内部統制推進室」を中心として、全庁的な体制整備及び運用に取り組む。

(2) 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、適宜、監査委員と意見交換等を行う。

(3) 結果の公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価を行い、その結果を公表する。

(4) 体制・手法等の見直し

内部統制に係る推進体制・運用手法等については、評価結果や監査委員からの意見等を踏まえて適宜見直しを行い、より効率的・効果的なものとなるよう努める。

(5) 他の任命権者に対する情報提供

本指針に基づく内部統制の取組状況については、知事部局以外の部局に対して情報提供を行い、他の任命権者における内部統制の実施を支援する。

令和6年4月1日

山口県知事 村岡 嗣政